

# そのイラスト、使っても大丈夫？

各学校において「学校だより」、「学年だより」等、様々な文書を作成し、保護者の方に配付したり、学校のホームページに掲載したりしているかと思います。その際、文書を見やすくするために、必要に応じてインターネットから入手したイラストを活用していることもあるかもしれませんが、しかし、インターネットから入手したイラストを無断でHP等に掲載すると、著作権を侵害してしまう恐れがあります。（著作権フリーと記載されていても、条件がつけられていることもあります。）

**文書やお知らせを作成するときには、著作権を侵害する恐れがないか、確認しましょう！**

## 著作権を侵害しないために、注意するポイント

- 1 インターネット上のイラストや素材を使用する場合は、使用にあたって、許諾の必要がない旨、記載されているか必ず確認すること
- 2 インターネット上のイラストや素材を権利者の許諾を得ないで複製したり、学校のホームページに掲載したりして、誰でもアクセスできる状態にしないこと
- 3 人物の写真などをホームページに掲載する場合には、写っている人に肖像権があるため、必ず許可を得ること
- 4 過去にダウンロードしたインターネット上のイラストや素材についても、ウイルス感染の恐れや、著作権法に抵触する可能性があることから、使用にあたっては十分に注意、確認をすること

## 【参考】チーバくんのイラストの活用について

各種配付文書、報道リリース資料において、チーバくんのイラストを活用する場合にも、作成した文書の提出、使用申込書等による申請が必要となります。



千葉県マスコットキャラクター  
チーバくん

←千葉県誕生150周年を記念したロゴマークです。

下記 URL より「ロゴマークガイドライン」を御参照いただき、下記担当課まで御相談ください。

### 【担当課】

環境生活部スポーツ・文化局文化振興課千葉県誕生150周年記念事業推進室  
(電話：043-223-3945)

### 【参考 URL】

[https://www.pref.chiba.lg.jp/bunshin/150th/logo/150logo\\_shiyo.html](https://www.pref.chiba.lg.jp/bunshin/150th/logo/150logo_shiyo.html)

お問い合わせ先：企画管理部教育政策課  
電話：043-223-4015